

## 質 疑 回 答 書

令和6(2024)年5月2日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案 件 名 みよし市福谷北地区まちづくり調査検討業務委託

みよし市長 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

番号	質 疑 事 項	回 答
1	「実施要領、7企画提案書等の提出、イ企画提案書」には「任意様式」とありますが、枚数の制限はありますか。	枚数に制限はありません。
2	「評価基準 1次審査（書面審査）事業者に対する評価」に「手持ち業務量」とありますが、事業者の手持ち業務量とは担当者を含む企業に所属する技術者全員の手持ち業務量ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	「評価基準 2次審査 実施方針の評価 2.計画の妥当性」には「事業の実施スケジュールは適正であるか。」とありますが、ここでいう「事業」とは本調査検討業務を示すのか、それとも本業務で対象とする本地区のまちづくり事業を示すのでしょうか。	本業務を示します。
4	「仕様書第5条（業務内容）（5）合意形成に向けた支援」に、「・地元団体等の関係者との合意形成に向けた市の取り組みの支援を行う」とありますが、「地元団体等」について、地元団体以外の関係者はどのような組織を想定していますでしょうか。また、「合意形成に向けた市の取り組み」とはどのような取り組みを想定していますでしょうか。	地元団体以外の関係者には、まちづくり事業において一般的に関係する公共施設管理者等を想定しています。 また、「合意形成に向けた市の取り組み」について、現在市において具体的に合意形成に向けた取組を行っているものではありません。地元説明に係る資料の作成等を想定しています。